



各 位

平成 21 年 8 月 24 日

株式会社 LDH

**旧経営陣および元会計監査人社員に対する民事訴訟における
新たな請求拡張のお知らせ**

株式会社 LDH（平成 20 年 8 月 1 日付で㈱ライブドアホールディングスより社名変更：以下「当社」）は、当社元代表取締役社長 堀江貴文氏、同元取締役 宮内亮治氏を含む旧経営陣 5 名、並びに元会計監査人社員 2 名、の計 7 名を被告とする損害賠償請求訴訟（平成 20 年 8 月 11 日付提起、平成 21 年 2 月 10 日付初回請求拡張）において、本日、金 17 億 3512 万 5421 円の請求を新たに拡張し、訴えを変更いたしました。

これは、平成 21 年 7 月中に行った、一般投資家訴訟における※3 件の判決や和解による訴訟解決に基づき、当社が原告らに、総額 17 億 3512 万 5421 円を支払ったことを原因とするものです。一般投資家訴訟 3 件の判決や和解に基づく支払いは、被告ら 7 名の法令違反行為により、当社が被った損害であることは明白であることから、被告らに対し連帯して当社に賠償するよう新たに請求するものです。

訴訟提起時の請求額：平成 20 年 8 月 11 日付

- ・ 金 35 億 2330 万 3120 円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金

前回拡張した請求額：平成 21 年 2 月 10 日付

- ・ 金 310 億 5442 万 8000 円及びこれに対する請求の趣旨拡張申立書送達の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金

今回拡張した請求額：本日付

- ・ 金 17 億 3512 万 5421 円及びこれに対する請求の趣旨拡張申立書送達の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金

< 3 件の訴訟解決の内訳 >

※7 月 8 日の法人 1 社・個人 1 名との判決に基づく損害賠償金の支払い

：当社支払額 7280 万 3827 円（遅延損害金含む）

※7 月 23 日の法人 4 社・個人 377 名との判決に基づく損害賠償金の支払い

：当社支払額 16 億 1432 万 1594 円（遅延損害金含む）

※7 月 29 日の個人 1 名との裁判上の和解による訴訟解決

：当社支払額 4800 万円

拡張後の請求総額

- ・ **金 363 億 1282 万 3904 円**及びこれに対する上記各遅延損害金

なお、既に解決した上記3件以外の一般・機関投資家訴訟については、当社は引き続き法廷の場において当社の主張を訴えてまいります。同時に、適宜、合理的な内容での和解による訴訟解決も検討していく所存です。それにより、当社が合理的と考える金額での支払いが確定した場合は、今回と同様に、速やかに被告らへの請求を再び拡張する方針です。

以上

－本件に関するお問合せ先－
株式会社LDH 広報・IRグループ
電話：03-5155-1011(直通)